平成29年 第2回 東彼杵町議会臨時会会議録

平成29年第2回東彼杵町議会臨時会は、平成29年2月14日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1番口木 俊二 君2番吉永 秀俊 君3番岡田伊一郎 君4番前田 修一 君5番橋村 孝彦 君6番立山 裕次 君7番浪瀬 真吾 君8番 森 敏則 君9番大石 俊郎 君10番 堀 進一郎 君

2 欠席議員は次のとおりである。

11番 後城 一雄 君

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町		長	渡邉 悟	君	教 育 長	欠	席
副	町	長	(不在)	建設課長	岡木 徳人	君
総	務 課	長	森 隆志	君	健康ほけん課長	欠	席
農	休水産課	長	欠	席	健康ほけん課次長	欠	席
農	委 局	長	欠	席	町 民 課 長	欠	席
水	道 課	長	欠	席	財政管財課長	欠	席
教	育 次	長	欠	席	まちづくり課長	欠	席
会	計 課	長	欠	席	税務課長	欠	席

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長 有川 寿史 君 書 記 福田 正子 君

5 議事日程は次のとおりである。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 発議第1号 監査請求に関する決議

日程第 4 報告第1号 専決処分に関する報告について

(事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて)

6 閉 会

○副議長(堀進一郎君)

皆さんおはようございます。副議長の堀でございます。

本日は、議長が所用により不在のため、地方自治法第106条第1項の規定により、議長の職務を 努めさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員数は 10 名です。定足数に達しておりますので、これより平成 29 年第 2 回東 彼杵町議会臨時会を開会いたします。

本日は執行部の方から、町長、総務課長、建設課長に出席をしていただいております。これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○副議長(堀進一郎君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、5 番議員、橋村孝彦君、6 番議員、立山裕次君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○副議長(堀進一郎君)

日程第2、会期の決定の件を議題にいたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長(堀進一郎君)

異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間に決定いたしました。

日程第3 発議第1号 監査請求に関する決議

○副議長(堀進一郎君)

日程第3、発議第1号監査請求に関する決議を議題といたします。

この決議について、提出者の説明を求めます。4番議員、前田修一君。

○4番(前田修一君)

監査請求に関する決議。地方自治法第98条第2項の規定により、次のとおり監査委員に対し監査を求め、その結果の報告を請求するものである。

記

1 監査を求める事項

まちづくり支援交付金等に係る事業(赤木の棚田と自然を守る会、菌ちゃんいっぱいふやし隊、 東彼杵情報交差点・文ブンクラブ等)が補助金交付規則等に基づいて実施されているのか、現地 の確認を求める。

2 監査の結果の報告

平成29年2月22日。

3 提出の理由

現地確認の必要性が生じたため。以上です。

○副議長(堀進一郎君)

それでは、これから提出者に対する質疑を行います。質疑がある方はどうぞ。8番議員、森敏則 君。

○8番(森敏則君)

それでは、提出者の委員長に1、2点質疑をさせていただきます。まず、今回のまちづくり交付金の特別委員会として、これまで何回か委員会を開催し調査をされているものと思われます。それに対してはご苦労されていると思われますが、内容につきましては、先ほど議員連絡会において確認をさせていただきましたが、今ちょっとここの本会議の中で、どのような調査をされて、そして進捗状況というのはどのような形になっているのかというのを再度確認をさせていただきたいと思います。

○副議長(堀進一郎君)

4番議員、前田修一君。

○4番(前田修一君)

特別委員会で現在までに行っているのは、役場の行政の方から出ました書類の審査のみでございます。1回だけ、まちづくり課長と前まちづくり課長との質疑応答がございます。以上でございます。

○副議長(堀進一郎君)

8番議員、森敏則君。

○8番(森敏則君)

このことの発端というのは、一般質問の大石議員からの質問によってこのような形の特別委員会の設置というような形になったわけでございますが、その際一般質問の答弁の中で町長も内部調査をし、そして我々もチェックをするというような答弁がありました。したがって、その調査というのも当然内部で調査をされているものと私はそう思っております。調査内容について特別委員会がそのような内部調査についてのことはどのような結果になっているのかというのを確認され、そしてそれを踏まえてどうしても今回の現地調査が必要になったということであればいいんですが、その内容がどのような形の中で確認されたものかというのをお聞かせいただきたいと思っております。

○副議長(堀進一郎君)

4番議員、前田修一君。

○4番(前田修一君)

書面調査、まずは第1点の行政側から報告、一般質問に対して報告、内部調査をしますということでの特別委員会に対しての報告はございません。次に、どうしても書面では確認が不十分になると判断に苦しむところがございましたので、監査委員による監査請求を行いました。全委員一致の合意のもとに発議第1号を行っております。以上です。

○副議長(堀進一郎君)

8番議員、森敏則君。

○8番(森敏則君)

そうなれば、例えば特別委員会の最終的な目的というのは、どのような最終目的。例えば、厳重注意とか、あるいは始末書とか、あるいは誓約書とか、というようなところで落ち着かせるものなのか。それとももっと徹底的にやるための現地調査というものなのかというのがですね、私どもこのメンバーの中に入っておりませんので、どのような方向性を持ってこの委員会というのは、今後の方向性というのはどのような方向性になっているのかというのをお聞かせいただきたいと思っています。

○副議長(堀進一郎君)

4番議員、前田修一君。

○4番(前田修一君)

まず、執行部からいただいた書類、領収書と精査をいたしまたけれども、これではまだ今のご質問にありました、どのようなことにするべきなのかどうなのかという判断の前の段階でございます。皆さん方委員の全員の現地調査を監査委員さんにお願いして、その結果の後で協議をするということは全委員承知しておられるものと考えております。以上です。

○副議長(堀進一郎君)

他に質疑ありませんか。2番議員、吉永秀俊君。

○2番(吉永秀俊君)

委員長さんにお尋ねしますけども、この監査を求める事項の中で文面を読みますと、まちづくり支援交付金等とありまして、また一番最後に文ブンクラブ等とございますけども、これは監査委員から見ますと、22 日まで出さないといけないんですけども、このまちづくり支援交付金等以外も調べるのか。また、まちづくり支援交付金の中で文ブンクラブ等と、また等が二つございます。これ22 日までという期間が設定されているときに、こういった解釈によっては調査範囲が非常に大きくなりますから、もしよければですよ、これはきちっと、まちづくり支援交付金の中のこれとこれとということをきちっと言われないと監査委員さんとしても困るじゃないかと思いますけど。委員長はその件、どういうふうに考えられていますか。

○副議長(堀信一郎君)

4番議員、前田修一君。

○4番(前田修一君)

ご質問ありがとうございました。この発議第1号をここで決議していただいた後に、特別委員会 を開きまして、どことどことどことということを協議し決定することにしております。以上です。

○副議長(堀進一郎君)

2番議員、吉永秀俊君。

○2番(吉永秀俊君)

それともう一つは、今回になりますと、たぶん監査委員さんの請求と同時に参考人の招致の、これはきちっと出てこいというようなことは言われませんけれども、一応招集はできるようになっていますけど、そういうことも計画をされているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○副議長(堀進一郎君)

4番議員、前田修一君。

○4番(前田修一君)

それは、発議が決議をいただいた後に、協議で参考人というものができるものかどうか。その必要があるのか協議いたします。以上です。

○副議長(堀進一郎君)

他に質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○副議長(堀進一郎君)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

まず、決議に反対の発言を許します。8番議員、森敏則君。

○8番(森敏則君)

私は今回、監査請求については反対という立場で話をさせていただきます。というのは、自分の調査というのが特別委員会の中でそれぞれ調査をされたということでありますが、先ほど確認したところ内部調査、町長の内部調査というのはまだ確認をされていない、報告を受けていないというような状況の中で、更に監査委員さんに請求をし、現地調査をするというような方向性なんですが、ちょっと時期尚早ではないかなと思っています。せっかく特別委員会が設置されたんであればしっかりとしたとしては、特別委員会の中で、先ずは内部において内部調査した中をまず確認をし、それでどうしても現地調査が必要ということになったらそのような形を捉えていいのではないかと思います。こういった要因というのが、ここに後ろにマスコミがきていますが、そういった問題が大きくなればなるだけ、良きにしろ、悪きにしろ、いろんな話が出てくるのではなかろうかと思いますね。その辺のところ一番心配しております。したがって、この特別委員会というのが、まだ町長の内部調査というのを報告をしていない状況という中で、いきなり監査請求、監査委員さんの方にお願いするというのは、ちょっと時期尚早ではないかということで、私は反対ということの立場をとらせていただきます。以上です。

○副議長(堀進一郎君)

次に決議に賛成の発言を許します。5番議員、橋村孝彦君。

○5番(橋村孝彦君)

私はこの特別委員会のメンバーでございますので、当然ながら賛成という立場でございます。まず、この監査請求に至った経緯というのは先ほどから説明があっておりますとおり、私達の特別委員会の調べる範囲というものに関しましては、現地の審査検討についてはございません。したがいまして、私達が介入できない部分に関しては、やっぱり監査委員さんに審査をしていただくということが、まず第1の目的でございます。それと、時期尚早ではないかという意見がございましたけ

ども、我々の最終報告は3月の定例会前までに仕上げようという内部での申し合わせがあっており ますから、当然、早い時期に現地調査等々をして答えを出す必要があろうかと思っております。そ れと、徹底的にやるつもりなのか、どういう方向性にもっていくのかということでございますけれ ども、我々議会に与えられた役割と責任というものにおいては、やっぱり公金の支出に係る分に関 して適正に支出されているのか、あるいは条例、規則等に基づいて支出をされているのか、そうい ったことをチェックするのが私達の最大の役割であろうかというふうに考えております。ですから、 徹底的という意味に該当するのか、そこら辺はそれぞれの判断でよろしいかと思います。それと、 現在マスコミ等が来ておられるから問題が大きくなるのがどうだろうというご指摘もございまし たけども、やっぱり今までの流れの中で、まだ最終的な調査の結果には至っておりませんけども、 特別委員会の中で様々な書類等々を拝見させていただいた結果、やっぱり疑問に思うところがあり ます。疑問が思うところの中で規則の違反、あるいは条例の違反、あるいはもっと大きく言えば法 律違反等々があるのか、ないのか、十分精査した上で正しい方向性を導くというのが最大の目的で ありまして、このことによってマスコミが取り上げようが取り上げまいが、それは我々が感知する 問題ではない。ですから、そのことによって、あるいは町民がどういうふうに判断するのかは、こ れは町民に任せるべきであって、これはやっぱり特別委員会を設立した意義、あるいは意味、そう いったものにおいてこれは当然粛々と与えられた役割を果たすべきと思っておりますので、この監 査請求に関する決議には賛成といたします。以上です。

○副議長(堀進一郎君)

次に反対者の発言を許します。ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○副議長(堀進一郎君)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、監査請求に関する決議を採決いたします。この採決は、起立によって行います。

発議第1号監査請求に関する決議は、この決議のとおり決定することに賛成の方は、起立をお願いします。

(賛成者起立)

○副議長(堀進一郎君)

起立多数です。

したがって、発議第1号監査請求に関する決議は、この決議のとおり決定いたしました。

日程第4 報告第1号 専決処分に関する報告について (事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて)

○副議長(堀進一郎君)

次に、日程第4、報告第1号専決処分に関する報告について(事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて)を議題とします。

本案について、説明を求めます。町長。

○町長 (渡邉悟君)

おはようございます。報告1号でございます。3ページ目でございますけども、事故の和解及び 損害賠償の額を定めることについて。

東彼杵町が管理しております工作物に起因する事故について、相手方との和解及び損害賠償額を下記のとおり決定をいたします。平成29年1月17日。相手方が長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷1775番地1、松山自動車、松山為則。事故の概要でございますが、平成28年12月3日午前、町が管理いたします林道虚空蔵線、これは東彼杵町川内郷の2957番15地先において、落石が発生していたところに相手方所有の自動車が乗り上げまして、車道から逸脱をし、路肩脇の切り株に乗り上げ、相手側車両が破損したものでございます。別紙示談書のとおり、相手方へ賠償金として14万3459円の損害賠償額を支払うことといたしております。これにつきましては、今後本件に関しては、当事者双方何ら債権債務のないことを確認し、今後一切の請求を行わないことと誓約をいたしております。

この件につきましては、町長の専決処分事項ということで条例に基づいておりますけれども、これは地方自治法によりまして、96条第1項13号によります損害賠償額を定める場合は議決でございますので、今回報告ということでさせていただいております。

これにつきましては、12月3日から1月17日まで時間を要したのは、何と言いますかね、損害の貸しの割合ですね。町と相手方の割合が、町がまったく10:0で全部悪いんじゃないかという話もあっておりまして、そこと話をしながら、これは保険会社とのやり取りもやっております。それで7対3ということで、町が7、相手方にも責任があるんだということで、例えば、石が路面に落ちてない場合、何と言いますかね、法面から石が落ちてくるという同時並行のそういうあれだったら10:0ということもあり得ますけども、石がすでに落ちていたということで、それに乗り上げたということでございますので、7:3まで和解を、示談成立いたしております。詳細につきましては、建設課長から説明をさせます。よろしくお願いいたします。

○副議長(堀進一郎君)

町長に代わり建設課長。

○建設課長(岡木徳人君)

町長に代わりまして、当該事件の内容をご説明をいたします。事故発生が12月3日午前9時頃でございますけれども、この当該現場につきましては、昨年の9月20日に豪雨によって切土側の斜面が崩壊をしたところでございます。管理者としまして、崩壊した泥の除去とそれから斜面の不安定な部分等取り除く緊急的な工事を実施いたしまして、その後経過を観察いたしておりましたけれども、12月3日、車両が落石の石に乗り上げて事故が発生したというところでございます。詳しくは示談書の方にも書いておりますけれども、石の大きさが大きいもので10cmから15cmぐらいの石が道路上に散在をいたしておりまして、そこに走ってきた車が乗り上げて、ブレーキをかけられたそうですけども、運転操作がきかずに20mほどスリップしながら道路脇のちょうど立木が伐採していたところの切り株に引っかかったような形に止まったというふうな事故でございます。幸い、人身に至る事故にならずに済んだことを幸いに思っておりますけども、今後は林道の巡回パトロールを更に頻度を高めまして、このような事故がないように十分管理を徹底していきたいというふうに考えております。以上です。大変申し訳ありませんでした。

○副議長(堀進一郎君)

以上で説明が終りましたが、報告事項でございますので、これで報告第1号を終ります。 これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。 平成29年第2回東彼杵町議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 (午前 10 時 05 分)

以上、会議の次第を記載したものであるが事実に相違ないことを証明するため署名する。

平成 29 年 9 月 14 日

お疲れ様でした。

議 長 後城 一雄

署名議員 橋村 孝彦

署名議員 立山 裕次